

令和2年度 第16回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和2年12月25日（金） 午後1時30分から
2. 場 所 高山市役所 行政委員会室
3. 出席者 委員会 中野谷教育長、長瀬委員、野崎委員、白田委員、桑谷委員、丸山委員
事務局 北村教育委員会事務局長、下屋教育総務課長、下垣内学校教育課長、尾崎文化財課長、学校教育課 保木、藤本、文化財課 押井、教育総務課 新家
説明員 川田市民活動部長、水口協働推進課長、下裏スポーツ推進課長
4. 欠席者 委員会 欠席なし
5. 署名者 丸山委員

午後1時30分開会

- 中野谷教育長 本日の委員会は、出席者6名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、令和2年度第16回高山市教育委員会定例会を開会いたします。
- 中野谷教育長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、「丸山委員」を指名いたします。
- 中野谷教育長 第15回定例会の会議録について承認を行います。
第15回定例会の会議録について「桑谷委員」お願いいたします。
- 桑谷委員 第15回定例会の会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。
- 中野谷教育長 ありがとうございました。
それでは、第15回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

- 中野谷教育長 第15回定例会の会議録は、調製のとおり承認されました。
- 中野谷教育長 次に、諸般の報告をさせていただきます。

（中野谷教育長報告）

- 中野谷教育長 それでは次に、日程第1、議第20号「令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、公

開しないこととしたいと思います。

○中野谷教育長 それでは、ただ今お諮りしました議第20号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は、公開しないことに決しました。

○中野谷教育長 それでは、改めまして日程第1、議第20号「令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○下垣内学校教育課長 <資料に基づき説明>非公開

○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

(非公開)

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております議第20号について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号について、事務局説明のとおり決しました。

○中野谷教育長 次に、日程第2、報告31「民地境界越境に係る対応について」を議題といたしますが、当議題につきましても、内容に争訟に関する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○中野谷教育長 それでは、ただ今お諮りしました報告31は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告31は、公開しないことに決しました。

○中野谷教育長 それでは、改めまして日程第2、報告31「民地境界越境に係る対応について」

を事務局より報告願います。

○尾崎文化財課長 <資料に基づき説明>非公開

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑はございませんか。

(非公開)

○中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 次に、日程第3、議第21号「高山市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○下屋教育総務課長 <資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○中野谷教育長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中野谷教育長 それでは、ただ今議題となっております議第21号について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中野谷教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号について、事務局説明のとおり決しました。

○中野谷教育長 次に、日程第4、協議13「高山市いじめ防止基本方針について」事務局より説明願います。

○学校教育課 藤本 <資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○長瀬委員 まず、計画案1ページの「いじめ防止等の対策の基本的な方向」に「いじめの多くが学校における人間関係の中から派生している現状から学校・家庭・地域が一体となり対応」という記述があり、「いじめのない明るい都市づくり宣言」の一部を引用した表現となっています。「いじめのない明るい都市づくり宣言」では、家庭

や地域と連携して取り組むことの必要性について述べられていますが、計画案にこの部分がないため、文書としての前後のつながりが悪いように感じます。次に、「全国に先駆けていじめ問題を課題と捉え」という表現がありますが、何の課題なのかを明確にしておく必要があると思います。また、「“ストップ！いじめ”宣言」の取り組みについて触れられていますが、特に中学生では子どもたちが自ら決定したことは何よりも強いと思いますので、こうした取り組みに関する記述をもう少し膨らませてほしいと思います。

次に、8ページの「2 いじめの早期発見に向けての取組」の「①学校の取組」についてですが、同じような意味合いの取り組みが繰り返し述べられているような印象を受けますので、教職員の資質向上に関するものをまとめるなど、整理した方がよいと思います。

次に、9ページに「児童生徒がいじめを訴えやすい学校風土」とありますが、意図が伝わりにくいため、例えば「いじめをゆるさない学校風土」とした方がよいと思います。そのうえで、いじめの早期発見としては、「定期的なアンケート調査」が一番目の手段となっていますが、それよりも児童生徒に対して常に愛情を持って接する中で、子どもの小さな変化も見直さないという姿勢を示すべきと考えます。また、児童生徒の話聞き際に「一般的な相談に大きな相談が隠れている」という意識をもつという表現があり、他の資料の文書をそのまま引用していますが、こうした表現をここに記述する必要があるのか再度検討した方がよいと思います。

次に、11ページの「いじめへの対処」についてですが、取り組みには、被害者側の視点だけでなく、いじめは絶対に許されるものではないということを加害者に理解させるなど、加害者側の視点も必要と考えます。また、「解決に向けた児童生徒への支援」の中に「教師は相談に慣れていないアマチュアであることを自覚」という記述がありますが、他の文献からの引用とはいえ、こうした表現は行わない方がよいと考えます。

次に、13ページの「いじめ「重大事態」への対処」についてですが、「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合の対応」に、「その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えてとしても」という記述がありますが、申立てがあった場合には、最初から極めて重要である可能性のある情報として取り扱うべきであり、削除すべきと考えます。また、学校の実態報告の対応に関する記述の中に「学校にとって不都合なことがあったとしても」という表現が出てきますが、こうした表現も不要と考えます。また、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会に関する記述で、「公平性・中立性を図る」という表現がありますが、「公平性・中立性を担保する」という表現の方がよいと考えます。

次に、15ページの「当事者へのケア」に関する取り組みに、「子どもに普段と違う様子があったときには家庭から学校に連絡する」という記述がありますが、学校側からも家庭へのこまめな連絡を積極的にとるなど、きめ細かい対応が必要と考えます。

○桑谷委員 いじめの未然防止のための取り組みのうち、情報通信技術に関するものについてですが、学校では「インターネット上のトラブルやSNSの使い方」の指導を行い、家庭では「時間等の管理と見届け」を行うのみとなっています。SNS等によるいじめは時間を問わず発生するため、学校にいても家庭にいても対応していく必要があることや、親世代の多くも情報通信機器を使いこなせるようになってきていることを踏まえ、家庭においても情報通信機器の使い方等について指導を行うべきと考えます。また、「SNS」など英語での略称を用いるものは、最初にその意味を記述した方が分かりやすいと思います。

○野崎委員 他の文献から引用する場合は、前後のつながりによって意味の捉え方が変わってくる場合がありますので、再度確認する必要があると思います。

○丸山委員 マイサポーター制度に関する記述など、子どもの話を聞くという視点でのものとなっていますが、自分からから悩みを寄せられない子どもについて、教師が「読む」ことや保護者が「気づく」といった視点も重要と考えます。児童の権利条約の批准の際にも「代弁者」という言葉がでてきましたが、子どもの気持ちを「代弁する」という視点の文言があるといいと思います。

○白田委員 いじめには、「いじめられている子」、「いじている子」に加え、「周囲にいる子」がおり、そのほとんどが「周囲にいる子」にあたります。大部分の「周囲にいる子」に対する指導をしていくことがいじめを無くすことにつながっていくと思います。

次に、いじめの防止等の対策の基本理念に「いじめは許されない」という強い願いとありますが、「願い」よりももう少し強い意志が感じられる言葉にできないでしょうか。

次に、学校におけるいじめの未然防止のための取り組みに、「心を割って話せたり、打ち明けられたりする子がいることが大切」という記述がありますが、「子どもに」限らず、「大人」も含めて周囲に相談できる人がいる環境を作っていくことが大切だと思います。また、「学級・学校に居場所がある」ということが感じられる・・・教育相談に努める」という記述がありますが、「学級・学校」だけでなく「家庭」や「地域」など様々なところに居場所を作っていく視点が必要と考えます。

次に、いじめへの対処についてですが、いじめ再発防止に向けては、いじめた側の子どもにその原因を深く掘り下げて聞くことも大切だと思います。また、関係機関及び民間団体との連携においては、医療機関との連携も必要と考えます。

最後に、「その他の対策の具体的な内容」において、「人的体制及び物資の整備」として、「いじめ防止アドバイザーの全小中学校への派遣」とありますが、具体的にどのような方法を想定していますか。

○下垣内学校教育課長 現時点では、生徒指導経験があり、県からもアドバイザーとして任されている人に各学校への指導助言を依頼することを想定しています。

○中野谷教育長　　ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。本件については、次回定例会において改めて協議させていただきます。

○中野谷教育長　　次に、日程第5、協議14「高山市学校施設長寿命化計画について」事務局より説明願います。

○下屋教育総務課長　＜資料に基づき説明＞

○中野谷教育長　　事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○野崎委員　　新宮小学校や丹生川中学校で行っている長寿命化改修がどのようなものなのか見学する機会を設けていただきたいと思います。

○白田委員　　小学校において35人学級を段階的に進めていくという国の方針が示されましたが、それによる影響をどのようにとらえていますか。

○下屋教育総務課長　　全体的な児童数は減少傾向にある一方で、特別支援学級等の教室の確保も必要となっていますので、今後の状況を見ながら対応を検討していきたいと考えています。

○中野谷教育長　　ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

ここで会議を一旦、休憩します。
再開を午後3時15分からとします。

(休憩　午後3時10分～午後3時15分)

○中野谷教育長　　休憩を解いて会議を続行します。

○中野谷教育長　　次に、日程第6、協議15「令和3年度予算要求について」事務局より説明願います。

○北村教育委員会事務局長　＜資料に基づき説明＞

○中野谷教育長　　次に、市民活動部の予算についても教育委員会に関連しますので説明願います。

○川田市民活動部長　＜資料に基づき説明＞

- 中野谷教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。
- 野崎委員 高地トレーニングエリアの整備と機能強化に関する予算要求額が昨年度に比べて減少していますが、この理由を教えてください。
- 下裏スポーツ推進課長 令和2年度においては施設の大規模修繕に係る経費を計上していたため一時的に増額となっていたものです。来年度においては施設の維持管理を適切に行うための経費を計上しています。
- 長瀬委員 高地トレーニングエリアの整備と機能強化については、青山学院大学等にも利用いただくなど宣伝効果が高い施設となっていますので、これらを追い風にさらに整備を進めていくという考えもあると思います。
- 下裏スポーツ推進課長 高地トレーニングエリアについては、複数の強豪校や有名選手に利用いただいています。また、今年度においてはPR動画を制作しましたので、誘客活動に取り組む中で活用していきたいと考えています。さらに、施設の安定経営を図るうえで、7月から9月以外の時期において施設の稼働率を如何に高めていくかが課題となっていますので、室内競技の団体にポイントを絞った誘客活動や、市内の高校生以下への宿泊助成などの取り組みを行いながら利用促進を図りたいと考えています。
- 丸山委員 市内のスキー場においては、雪不足等の影響でうまく稼働していないということも伺っていますので、冬季において身近にスポーツができ、子どもの健やかな体を育む環境を整えていってほしいと思います。
- 中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 中野谷教育長 次に、日程第7、報告32「シトラスリボンプロジェクト」の推進について事務局より報告願います。
- 川田市民活動部長 <資料に基づき説明>
- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑はございませんか。
- 白田委員 私が委員となっている平和都市推進会議でも推進していきたいと思います。
- 野崎委員 医療や看護に携わる人に感謝を伝える活動を市の取り組みとして実施していただくことをうれしく思います。
- 中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

- 中野谷教育長 次に、日程第8、報告33「岐阜聖徳学園大学と高山市教育委員会との連携協力に関する協定について」事務局より報告願います。
- 下垣内学校教育課長 <資料に基づき説明>
- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑はございませんか。
- 長瀬委員 教職員の資質向上に関する取り組みとして、教育実習の受け入れ以外のものがあれば教えてください。
- 下垣内学校教育課長 これまでの実績としてはありませんが、今後取り組んでいきたいと思えます。
- 長瀬委員 岐阜聖徳学園大学以外に連携している大学はありますか。
- 下垣内学校教育課長 協定締結の有無を問わず、中部学院大学と清見小学校・三枝小学校、多摩大学と久々野中学校、岐阜大学と北小学校・日枝中学校、ユネスコスクール分野では中部大学と全小中学校においてなど連携して取り組んでいるところです。
- 中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 中野谷教育長 次に、日程第9、報告34「高山市学校運営協議会会長会について」事務局より報告願います。
- 下垣内学校教育課長 <資料に基づき説明>
- 中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑はございませんか。
- 野崎委員 学校運営協議会の取り組みについては、先日オンラインで開催された国の研修会でも各市の教育委員と意見交換をさせていただきましたが、本市の取り組みが非常に進んでいることを再認識しました。
- 中野谷教育長 今回の運営協議会は、各運営協議会の会長と校長とがオンラインにより交流し、情報共有できた点において意義があったと思います。
- 中野谷教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 中野谷教育長 次にその他に入りたいと思えます。「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○下屋教育総務課長 <資料に基づき説明>

○中野谷教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○中野谷教育長 ご質疑もないようですから、以上で質疑を終結します。

○中野谷教育長 その他に報告がありましたら順次報告願います。

○川田市民活動部長<新成人を祝うつどいについて報告>

○下屋教育総務課長<荘川地域教育・福祉施設整備住民説明会について報告>

○下屋教育総務課長<給食センター住民説明会について報告>

○中野谷教育長 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、令和2年度第16回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後4時00分閉会